

県内の児童生徒・保護者・学校関係者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の 対象地域が拡大されました。



～親しき仲にもマスクあり～

お願い

1月14日現在、鳥取市、米子市、境港市に鳥取県版新型コロナ警報が発令されています。また、2月7日まで東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に加え、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県にも「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が行われました。ついては、兵庫県の香美町及び新温泉町との通勤・通学などの必要不可欠な往來を除き、平日・休日を問わず、これらの地域との往來は可能な限り控えてください。加えて、感染例が相次いでいる岡山県や広島県との不要不急の往來は控えていただくとともに、「感染流行警戒地域（Ⅳ）」や「感染流行嚴重警戒地域（Ⅴ）」との往來をお考えの方はその計画の必要性について慎重にご判断いただき、行き先の自治体が出しているメッセージなども確認してください。全国的な感染拡大に伴い、県内でもウツリやすくなっていますので、感染予防に最大限の注意を払っていただくようお願いいたします。

家庭内での感染など、誰もがどこでも感染する可能性があります。患者やその家族、医療従事者の方などに對し、いわれのない差別や偏見、いじめなどを行うことは断じて許されません。いたずらに感染者個人を特定するような情報を流すことなどがないよう家庭でもご配慮ください。患者や医療従事者の方々を思いやり、支えあう気持ちでみんながこの感染症を一緒に乗り越えましょう。

マスクの着用、こまめな手洗いや換気、手指消毒を徹底し、特に「三つの密（密閉、密集、密接）」を避け、必要があって会食に参加される場合であっても、大声を控え、少人数・短時間で、できるだけマスクを着用するなど感染予防をしっかりとっていただきますようお願いいたします。スマートフォンに厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」やイベント会場等での「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」などの活用をお願いいたします。**毎朝検温し発熱等の風邪症状、においや味の異常がある場合は、無理な登校や外出は控えるなど感染防止対策の徹底にご理解・ご協力をお願いします。感染を疑う場合やPCR検査等を受けられる場合は、学校へもお知らせください。**

引き続き自らを感染から守るだけでなく自らが周囲に感染を拡大させないことを念頭に行動をしましょう。



(COCOA)

新型コロナウイルス感染症に関する県内の相談窓口

倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず事前にかかりつけ医に連絡しましょう。受診の際は、事前に受診方法等を確認するとともに、マスクを着用し、できるだけ公共交通機関の利用を避けて受診いただくようお願いいたします。相談先に迷う場合は、「受診相談センター」にご相談ください。

受付時間	受診相談センター連絡先		
9:00～17:15 ※土日祝日含む ※年末年始（12/29～1/3）を除く	（電話）0120-567-492 コロナ・至急に		
	（ファクシミリ）0857-50-1033		
上記以外の時間	東部地区	中部地区	西部地区
	（電話）0857-22-8111	（電話）0858-23-3135	（電話）0859-31-0029



陽性者と接触歴があるかたや接触した可能性があるなどのご心配な場合は、各地区の保健所（接触者等相談センター）にご相談ください。

地区	電話（8:30～17:15）	ファクシミリ（平日8:30～17:15）
東部（鳥取市保健所内）	0857-22-5625	0857-20-3962
中部（倉吉保健所内）	0858-23-3135	0858-23-4803
西部（米子保健所内）	0859-31-0029	0859-34-1392

【学校教育に関する相談窓口】（受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分）

鳥取県教育委員会事務局体育保健課 0857-26-7527